様式Ａ－１

申請に対する処分一覧表

（令和 4 年（2022 年）11 月 29 日作成）

［所管：教育委員会　社会教育課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市立青少年自然の家条例	第４条	使用承認	A	A
2	豊中市立青少年自然の家条例	第１５条	利用料金	A	A
3	豊中市立青少年自然の家条例	第９条	設備の承認等	A	A
4	豊中市立青少年自然の家条例施行規則	第４条	使用承認の申込み	A	A
5	豊中市立青少年自然の家条例施行規則	第１６条	利用料金の減免	A	A
6	豊中市立螢池北青少年運動広場条例	第３条	使用承認	A	A
7	豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則	第７条	承認の制限	A	A
8	地方自治法	第２３８－４⑦	設備の承認（目的外使用の許可）	A	A
9	豊中市立郷土資料館条例	第 4 条	使用承認	B	A
10	豊中市立郷土資料館条例	第 7 条	使用料等	B	A
11	豊中市立郷土資料館条例	第 10 条	設備の承認等	B	A
12	豊中市立郷土資料館条例施行規則	第 3 条	入館料等	B	A
13	豊中市立郷土資料館条例施行規則	第 4 条	使用承認の申込み	B	A
14	豊中市立郷土資料館条例施行規則	第 9 条	使用料	B	A
15	豊中市立郷土資料館条例施行規則	第 10 条	使用料の減免	B	A
16	豊中市立郷土資料館条例施行規則	第 11 条	使用料の返還	B	A

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		青少年自然の家の使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立青少年自然の家条例　第４条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審査基準	関係条項	同条例　第５条
	基　準	【豊中市立青少年自然の家条例】 （使用承認） 第４条　自然の家の施設を使用しようとする者は，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された[illegible]項を変更するときも同様とする。 （使用制限） 第５条　次の各号のいずれかに該当するときは，自然の家の施設の使用を承認しない。 （1）　他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。 （2）　暴力団（暴力団員による[illegible]当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以[illegible]同じ。）の利益になり，又はなるおそれがあると認めるとき。 （3）　管理[illegible]支障があると認めるとき。 （4）　その他市長が適当でないと認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２０年（２００８年）３月３１日設定
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成２０年（２００８年）３月３１日設定
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>青少年自然の家の利用料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立青少年自然の家条例　第 15 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>同条例　第 17 条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【豊中市立青少年自然の家条例】
（利用料金）
第１５条　市長は，指定管理者に自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
２　利用料金の額は，別表第１及び別表第２に定める額の範囲内で，指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
３　市長は，前項の承認をしたときは，当該承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
（利用料金の前納及び返還）
第１７条　使用者は，利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。
２　既納の利用料金は，返還しない。ただし，指定管理者は，市長が定める基準に従い，その全部又は一部を返還することができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>即日（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>青少年自然の家の設備の承認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立青少年自然の家条例　第９条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【豊中市立青少年自然の家条例】
（設備の承認等）
第９条　使用者は，特別の設備又は装飾をしようとするときは，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
２　使用者は，前項の規定により設備又は装飾をしたときは，使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第６条第１項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。
３　使用者が前項の義務を履行しないときは，市長が執行し，その費用を使用者から徴収する。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>即日（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>青少年自然の家の使用承認の申込み</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立青少年自然の家条例施行規則　第４条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>同規則　第５条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【豊中市立青少年自然の家条例施行規則】
（使用承認の申込み）
第４条　条例第４条の規定により，自然の家の施設を使用しようとする者は，使用を開始する日の１０日前までに使用承認申込書を市長に提出しなければならない。ただし，宿泊しない場合の使用承認の申込みについては，この限りでない。
２　前項の申込みは，使用する日（宿泊する場合にあっては，使用を開始する日。以下同じ。）の１２月前（市外居住者（大阪府豊能郡能勢町に居住する者を除く。）が使用する場合にあっては，使用する日の６月前）から受け付けるものとする。ただし，市長が特に必要と認めるものについては，この限りでない。
（使用承認）
第５条　自然の家の施設の使用承認は，前条第１項の使用承認申込書を受け付けた順序による。ただし，市長が特に必要と認めるものについては，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>即日（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

<u>様式Ｂ－１</u>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>青少年自然の家の利用料金の減免</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立青少年自然の家条例施行規則　第 16 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>同規則　第条　第条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【豊中市立青少年自然の家条例施行規則】
（利用料金の減免の基準）
第１６条　条例第１６条に規定する市長が定める基準は，次に掲げるとおりとする。
（1）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は国が定める療育手帳制度要綱（昭和４８年厚生省発児第１５６号）に基づく療育手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者及び介助者（１人に限る。）が使用するとき　利用料金の５割減額
（2）　その他市長が特別の理由があると認めるとき　免除又はその都度市長の定める割合の減額
（利用料金の返還）
第１７条　条例第１７条第２項ただし書に規定する市長が定める基準は，次に掲げるとおりとする。
（1）　使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき　既納の利用料金の全額
（2）　使用する日の１０日前までに使用承認の取消しを申し出て，市長が相当の理由があると認めたとき　既納の利用料金の全額
（3）　前２号に掲げる場合のほか，市長が相当の理由があると認めたとき　既納の利用料金の全額又はその都度市長の定める割合の額</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準処理時間</td><td>標準処理期間</td><td>即日（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２０年（２００８年）３月３１日設定</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>螢池北青少年運動広場の使用承認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立螢池北青少年運動広場条例第３条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>関係条項</td><td>豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則第３条、第４条、第５条、第７条、第８条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【豊中市立螢池北青少年運動広場条例】
(使用承認)
第３条　運動広場の使用は，承認を要しない。ただし，独占して使用する場合は，市長の承認を受けなければならない。
2　前項ただし書の場合において，市長は，自主的，組織的な青少年のスポーツ又はレクリエーション活動その他市長が必要と認める場合を除き，その使用を承認してはならない。
【豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則】
(独占使用に係るその他市長が必要と認める場合)
第３条　条例第３条第２項に規定するその他市長が必要と認める場合は，次に掲げるものとする。
(1)　青少年を対象とする文化活動その他これに類するものを行う場合
(2)　バレーボール，ソフトボール，ゲートボールその他住民グループによるスポーツ，レクリエーション活動を行う場合
(3)　運動会，盆踊りその他これに類する住民組織による地域親睦活動を行う場合
(4)　その他市長が特に必要と認める活動を行う場合
2　前項各号に掲げる場合の承認は，自主的，組織的な青少年のスポーツ又はレクリエーション活動の支障のない範囲内で市長の別に定めるところにより行うものとする。
(独占使用の承認をしない期間及び時間)
第４条　運動広場の独占使用は，次の期間及び時間については，承認しないものとする。ただし，市長は，特に必要と認める場合は，これを変更することができる。
(1)　独占使用を承認しない期間　12月28日から翌年１月４日まで
(2)　独占使用を承認しない時間　午後５時から翌日の午前９時まで
(使用区分及び使用時間区分)
第５条　運動広場を独占して使用する場合の使用区分及び使用時間区分は，次のとおりとする。ただし，市長は，特に必要と認めるときは，使用時間区分を変更することができる。</td></tr>
</table>

		(1)　使用区分　北面，南面 (2)　使用時間区分　午前9時から午前12時まで 午後1時から午後5時まで (承認の制限) 第7条　次の各号のいずれかに該当するときは，運動広場の独占使用を承認しないものとする。 (1)　他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (2)　営利を図ることを目的とするとき。 (3)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益になり，又はなるおそれがあると認めるとき。 (4)　管理上支障があると認めるとき。 (5)　その他市長が不適当と認めるとき。 (承認書の交付等) 第8条　市長は，独占使用を承認したときは，第6条の申込書を提出した者に対して承認書を交付する。 2　市長は，必要があると認めるときは，前項の承認に条件を付すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成９年１０月１日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数　１日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　　日 処分期間　　１日
	設定等年月日	平成９年１０月１日設定
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		螢池北青少年運動広場の使用承認の制限
根拠法令及び条項		豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則　第７条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審査基準	関係条項	
	基準	【豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則】 （承認の制限） 第７条　次の各号のいずれかに該当するときは，運動広場の独占使用を承認しないものとする。 （１）　他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 （２）　営利を図ることを目的とするとき。 （３）　暴力団（暴力団員による・当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）の利益になり，又はなるおそれがあると認めるとき。 （４）　管理・支障があると認めるとき。 （５）　その他市長が・適当と認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	昭和６３年４月１日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数　１日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　　日 処分期間　　　１日
	設定等年月日	昭和６３年４月１日設定
備考		

<u>様式Ｂ－１</u>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>螢池北青少年運動広場の設備の承認（目的外使用の許可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>地方自治法　第238条第4項の7</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>関係条項</td><td>財務規則第122条第1項
行政財産の目的外使用に係る基準</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>【地方自治法】
第238条の4
第1項から第6項　省略
7　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
第8項及び第9項　省略

【財務規則】
（行政財産の目的外使用）
第122条　主管部課長は，次の各号に掲げる場合に限り，法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。
(1)　当該行政財産を利用する者のために食堂，売店その他の厚生施設を設置するとき。
(2)　学術調査，研究，体育活動，行政施策の普及，その他の公益目的のために講演会，研究会，運動会等の用に短期間供するとき。
(3)　災害，その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
(4)　前3号に掲げるもののほか，主管部課長が特にその必要があると認めるとき。

【行政財産の目的外使用に係る基準】
財務規則第122条第4号に規定する「主管部課長が特にその必要があると認めるとき」の例
・　社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
・　市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき（市の協賛、後援する事業など）
・　国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき（信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など）
・　本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき
・　当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき
・　地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び（財）豊中市職員厚生会（いずれも本市の職員で構成する団体に限る。）が事務の用（事務所用途に限る。）に供するため使用するとき</td></tr>
</table>

		・　広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき
	参考事項	
	設定等年月日	平成２４年１１月設定（豊中市設定）（平成２６年１月最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　新規事案 30 日　継続事案 14 日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成２４年１１月設定（豊中市設定）
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例　第４条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	豊中市立郷土資料館条例施行規則　第４条～第８条

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例】 （使用承認） 第4条　資料館の施設を使用しようとする者は，あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年11月１日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　即日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和４年11月１日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料等
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例　第７条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	豊中市立郷土資料館条例施行規則　第９条～第13条

査基準	基準	【豊中市立郷土資料館条例】 （使用料等） 第７条　使用者は，別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。 ２　教育委員会は，特別の理由があると認めるときは，前項の使用料を減免することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年 11 月１日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　即日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和４年 11 月１日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		設備の承認等
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例　第 10 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例】 （設備の承認等） 第10条　使用者は，特別の設備又は装飾をしようとするときは，あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 2　使用者は，前項の規定により設備又は装飾をしたときは，使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。 3　使用者が前項の義務を履行しないときは，教育委員会が執行し，その費用を使用者から徴収する。
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年11月1日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　即日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和4年11月1日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		入館料等
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例施行規則　第3条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例施行規則】 （入館料等） 第3条　資料館の入館料は，徴収しないものとする。 2　講座, 講演会等の資料館が実施する事業について特別の費用を要する場合は，その実費を徴収する。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年 11 月１日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　即日　　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和４年 11 月１日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用承認の申込み
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例施行規則　第４条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	豊中市郷土資料館条例第３条２・第４条

<table>
<tr><td rowspan="3">査
基
準</td><td>基　準</td><td>【豊中市立郷土資料館条例施行規則】
(使用承認の申込み)
第4条　条例第4条の規定により資料館の施設を使用しようとする者は，使用承認申込書を委員会に提出しなければならない。
2　前項の申込みは，使用する日の6月前(その日が資料館の休館日に当たるときは，その翌日)から受け付けるものとする。ただし，委員会が特に必要があると認めるものについては，この限りでない。

【豊中市立郷土資料館条例】
(事業)
第3条2　資料館の施設は、第1条の目的に適合する場合に限り、使用することができる。
(使用承認)
第4条　資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和4年11月1日施行</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標
準
処
理
期
間</td><td>標準処理期間</td><td>総日数　7日　（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td>利用目的の可否検討及び決裁に要する期間</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和4年11月1日施行</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>使用料</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市立郷土資料館条例施行規則　第9条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>教育委員会事務局　社会教育課</td></tr>
<tr><td>審</td><td>関係条項</td><td>豊中市立郷土資料館条例第7条</td></tr>
</table>

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例施行規則】 (使用料) 第 9 条　条例第 7 条第 1 項に規定する使用料は，別表のとおりとする。 【豊中市立郷土資料館条例】 (使用料等) 第 7 条　使用者は，別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。 2　教育委員会は，特別の理由があると認めるときは，前項の使用料を減免することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　即日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立郷土資料館の使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例施行規則　第 10 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	豊中市立郷土資料館条例第 7 条

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例施行規則】 (使用料の減免) 第 10 条　条例第 7 条第 2 項の規定により，使用料の減免を受けようとする者は，使用料減免申込書を委員会に提出しなければならない。 【豊中市立郷土資料館条例】 (使用料等) 第 7 条　使用者は，別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。 2　教育委員会は，特別の理由があると認めるときは，前項の使用料を減免することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日施行
標準処理期間	標準処理期間	総日数　7 日　（注：休日は含まない）
	内訳	減免基準の適否の検討、決裁に要する日数
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日施行
備考		

様式Ｂ－１

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立郷土資料館の使用料
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例施行規則　第 11 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局　社会教育課
審	関係条項	豊中市立郷土資料館条例第 8 条

査基準	基　準	【豊中市立郷土資料館条例施行規則】 (使用料の返還) 第 11 条　条例第 8 条ただし書の規定による使用料の返還は，次の各号に定めるところによる。 (1)　使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき　既納の使用料の全額 (2)　使用する日の 7 日前までに使用承認の取消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めたとき　既納の使用料の 5 割の額 【豊中市立郷土資料館条例】 (使用料の返還) 第 8 条　既納の使用料は，返還しない。ただし，教育委員会が特別の理由があると認めるときは，その全部又は一部を返還することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数　20 日　（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	令和 4 年 11 月 1 日設定
備考		